

地域薬剤師会長様
薬局実務実習ご担当者様

長野県薬剤師会
会長 藤森 和良
担当副会長 内藤 隆文

令和 6 年度認定実務実習指導薬剤師養成・更新講習会(座学)・ワークショップ(薬学教育者 WS)
参加募集について(依頼)

平素、本会の運営に際しまして種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、薬学教育協議会から「令和 6 年度認定実務実習指導薬剤師養成・更新講習会(座学)・ワークショップ(薬学教育者 WS)」の開催日程が示され、下記の通り養成・更新講習会(座学)が 12 月 15 日、ワークショップ(薬学教育者 WS)が令和 7 年 1 月 12・13 日に本県にて開催される他、新潟県薬及び保険薬局協会開催の座学・WSにつきましても参加者が割り当てられました。

つきましては、貴職ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知いただき、参加希望者について、別紙報告書並びに参加申込書(受講者記入)にご記入の上、県薬事務局までご報告下さいますよう、お願いいたします。

なお、本会にて昨年 12 月に参加希望の事前調査を実施いたしました。ご参考までにその時点で参加を希望された会員の先生方のリストをお送り致しますので、お声かけをお願いいたします。

また、各会場の定員が決められておりますので、参加者は昨年度までの応募状況、緊急性も考慮し決定させていただきます。募集に当たり参加希望者は、薬学教育協議会が定める「認定実務実習指導薬剤師制度実施要領」(別紙参照)に定められている受講資格を満たしていることを必ずご確認ください。

記

1. 開催日程、会場等(県内開催及び参加者割り当て分)

名称	開催日	予定人数	会場	担当事務局
養成講習会(座学)	5月12日(日) (講座 ①、②、③)	4名	新潟薬科大学(新潟県新潟市)	新潟県薬剤師会
ワークショップ	7月14日(日)・15日 (月・祝)	4名	新潟薬科大学(新潟県新潟市)	新潟県薬剤師会
養成講習会(座学)	6月30日(日) (講座 ①、②、③)	3名	星薬科大学(東京都品川区)	日本保険薬局協会
ワークショップ	7月27日(土)・28日 (日)	3名	星薬科大学(東京都品川区)	日本保険薬局協会
養成講習会(座学)	12月15日(日) (講座 ①、②、③)	18名	長野県薬剤師会医薬品総合研究センター(長野県松本市)	長野県薬剤師会
更新講習会(座学)	12月15日(日) (講座 ④)	20名	長野県薬剤師会医薬品総合研究センター(長野県松本市)	長野県薬剤師会
ワークショップ	令和7年1月12日(日)、 13日(月・祝)	18名	長野県薬剤師会医薬品総合研究センター(長野県松本市)	長野県薬剤師会

※12月15日は、養成講習会と更新講習会を同日開催いたします。

2. 参加希望報告締切(報告先: 県薬事務局)

令和 6 年 3 月 27 日(水)

3. その他

- (1) 養成講習会（座学）、ワークショップの参加者は、昨年度までの応募状況、緊急性を考慮し決定させていただきます。（※参加希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。）
- (2) 関東地区調整機構の方針で、ワークショップの参加者は、原則養成講習会(座学)を先に受講していただくことになっております。（特段の事情がある場合は、考慮いたしますので申請書に記載下さい。
※養成講習会(座学)は他の会場の参加も可能です。希望する方には、他の養成講習会（座学）の日程を後日ご連絡させていただきます。）
- (3) 養成講習会(座学)、ワークショップの参加者は、順次決定していきますので、決まり次第ご連絡させていただきます。
- (4) 他の更新講習会に参加を希望する方は、事前に事務局にお問い合わせください。（事務局より関東地区調整機構を經由して担当事務局に依頼することになっております。）

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

長野県薬剤師会事務局担当：医薬品情報室 小林

TEL：0263-34-5511 FAX：0263-34-0075

e-mail：di@nagnaokenyaku.or.jp

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領より

「認定実務実習指導薬剤師養成研修受講資格」部分抜粋

※養成研修受講資格に関わる部分のみ抜粋しております。その他の認定に関わる事項等は、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（(一社)薬学教育協議会ホームページ内（https://yaku-kyou.org/?page_id=824））をご確認ください。

5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」は、薬剤師名簿への登録年月日以降で i) 病院又は薬局に置けるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限るものとし、かつ ii) 大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まないものとする。

①実務経験

薬剤師実務経験が5年以上あること。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。ただし、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となってからでなければ行うことができない。

②勤務状況

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務(勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。)している者であること。

③勤務先等の望ましい条件

ア病院の場合

(ア)薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。

(イ)病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。

(ウ)一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

イ薬局の場合

(ア)薬学実務実習に関するガイドライン（平成27年2月10日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。

(イ)「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。

(ウ)改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。

(エ)薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。

また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

※受講要件の内、5-①・②を満たさずに研修を受講し、認定申請が無効となる事例が発生しております。特に薬剤師実務経験年数(勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合で5年以上)、出産・育児・介護休暇等取得後の実務経験年数(復職後継続して3年以上)、を満たさずに研修を受講し認定申請が無効となる事例が多く発生しておりますので、受講申込前に必ずご確認ください。(薬学教育協議会 HP の新規受講資格のポイント・注意点をご参照ください。
https://www.shidou-yakuzaishi.com/cpems/contents/pdf/shinki_jyukou_point.pdf)

令和6年度長野県認定実務実習指導薬剤師養成・更新講習会開催要項（案）

1. 目的：薬学生長期実務実習の指導者（認定実務実習指導薬剤師）を養成することを目的とする。（認定実務実習指導薬剤師の認定要件として、本研修会を受講していることが必須要件となる。）また、講義内容の一部が、認定実務実習指導薬剤師更新のための必須講習と同内容となることから、認定実務実習指導薬剤師更新講習会を併催する。
2. 主催：薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
（一社）長野県薬剤師会
長野県病院薬剤師会
3. 日時：令和6年12月15日（日） 13時00分～17時30分（更新講習会：14:05～15:05）
4. 場所：長野県薬剤師会医薬品総合研究センター（松本市旭2-10-15）
5. 参加費：養成講習会…2,000円
更新講習会…1,000円
※参加者決定後、参加費納入等について参加者宛て別途通知予定。

6. 研修内容・日程

12:00～13:00 受付

司会：長野県薬剤師会薬局実務実習推進委員会

13:00～13:05 開会

13:05～14:05 講座① 薬剤師に必要な理念について(60分)

14:05～15:05 講座② 学生の指導について ※兼 更新講習(講座④) (60分)

15:05～15:15 認定実務実習指導薬剤師の申請・更新手続きについて(10分)

15:15～15:30 休憩

15:30～17:00 講座③ 学生の指導について（法的問題、薬局関係及び病院関係）(90分)

17:00～17:30 成果報告書記入

17:30～ 解散

※関東地区調整機構の方針により、ワークショップの参加者は原則、養成研修会（座学）を先に受講すること。（特段の事情がある場合は申込時に事務局へ先にご連絡ください。）

※薬学教育協議会が定める「認定実務実習指導薬剤師制度実施要綱」に定められている受講資格を満たしていることを必ずご確認ください。

※更新研修会のみを受講される方は講座②のみを受講し、成果報告書の記入の必要はなし。（講座②開始時間までに会場にお越しいただき受付をお済ませください。）

令和6年度関東地区調整機構認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ (薬学教育者ワークショップ)開催要項 (案)

1. 目的 薬学教育年限6年制の施行に伴う、長期実務研修に対応する指導者の育成（認定実務実習指導薬剤師の養成）と地域薬剤師会活動を推進する若いリーダーの育成を目的に実施する。
2. 主催 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
(一社)長野県薬剤師会
長野県病院薬剤師会
3. 日時 令和7年1月12日(日)～13日(月・祝)
1月12日(日) 午前9時00分(受付8:20～)
～13日(月) 午後6時00分
※1月11日(土) タスクフォースリハーサル・会場設営(予定)
4. 参加者 ディレクター：調整中
コンサルタント：調整中
チーフタスクフォース：調整中
タスクフォース：調整中
受講者：27名(長野県18名、新潟県3名、群馬県3名、大学3名)
5. スケジュール
 - ・ 11日(土) タスクフォース打合せ 《14:00～19:00》(予定)
 - ・ 12日(日) ワークショップ 《9:00～18:30》
 - ・ 13日(月) ワークショップ 《9:00～18:00》
6. 場所 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター
〒390-0802 松本市旭2-10-15 ☎0263-34-5511
7. 参加費 15,000円(関東地区調整機構規定)
※参加者決定後、参加費納入等について参加者宛て別途通知予定。
※会場までの交通費、滞在に必要な宿泊費については個人手配・負担となります。
(WS1・2日目の昼食はこちらでご用意いたします。)
8. その他 ※参加者については、地域薬剤師会あて通知により募集予定。
※参加者は薬学教育協議会が定める認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格を満たす者であること。
※参加者は令和6年12月15日(日)の養成講習会受講者を基本とし、地域の薬学生受入施設状況により緊急性等を考慮し調整の上決定する。

○表面をチェックのうえお申込みください。

○講習会とワークショップに参加されましたら、
速やかに認定申請をし、薬学生の受け入れのご準備をお願いいたします。

年 月 日

カタカナ				年齢 ^{※2}	性別 ^{※2}
氏名				歳	男・女
薬剤師名簿登録番号	薬剤師実務経験 ^{※1}		薬学部課程		
	年		4年制・6年制		
(勤務先)					
施設名					
連絡先	電話		FAX		
(連絡の取れるメールアドレスと電話番号)					
メールアドレス				電話 (携帯)	

※2 グループ分けの際、なるべく性別・年齢等が偏らないために必要です。